

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年7月3日

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 谷 潤 一

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 眞 柄 光 孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 眞 柄 光 孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社  
(東京都豊島区巢鴨一丁目2番5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金7円50銭（うち、普通配当5円・創業50周年記念配当2円50銭）

総額 32,281,883円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

##### 2. 期末配当に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 900,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 900,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策及び配当政策を実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設すると共に、現行定款第38条（剰余金の配当金）を変更案第39条（剰余金の配当の基準日）に変更し、それらの規程の一部と内容が重複する現行定款第39条（中間配当）を削除する。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、辻谷潤一、菊池浩司、藤本雅也を選任する。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役上野良武氏、廣口隆久氏、川口洋氏、眞柄光孝氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の決議によるものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	2,432	2	0	(注)1	可決 99.8
第2号議案	2,432	2	0	(注)2	可決 99.8
第3号議案					
辻谷潤一	2,387	47	0	(注)3	可決 98.0
菊池浩司	2,427	7	0		可決 99.6
藤本雅也	2,431	3	0		可決 99.8
第4号議案	2,265	169	0	(注)1	可決 93.0

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。